

一色小学校区元気なコミュニティ協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は一色小学校区元気なコミュニティ協議会(以下「協議会」という)と称し、通称は「ゲンコミ」とする。

(目的)

第2条 協議会は一色、緑が丘、百合が丘地区住民の生活・居住・文化環境、健康・福祉の向上等に関して、住民が相互に協力し、親睦を図りつつ、活力あるコミュニティ、魅力ある地域の形成を目指すことを目的とする。

(活動の範囲)

第3条 協議会の活動は一色小学校区域内を拠点とし、事業の性格や必要に応じて拠点地域を超えた活動を行う。

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所を次の通り置く。

神奈川県中郡二宮町百合が丘2丁目29番6号 百合が丘老人憩いの家内

(事業活動)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業活動を行なう。

- (1)生涯学習、社会教育に関わる事業活動
- (2)地域づくりに関わる事業活動
- (3)地域と学校に関わる事業活動
- (4)その他協議会の目的達成に必要な事業活動

(役員)

第6条 協議会には次の役員を置く

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)事務局長 1名
- (4)部会長 各部会からそれぞれ1名
- (5)理事 一色地区会、緑が丘自治会、百合が丘自治会、県住宅供給公社、及び地域の諸団体代表者 若干名
- (6)監事 2名

(役員の仕事)

第7条 協議会の役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会事務を総括する。
- (4) 部会長は各部会の会務を総括し、事業実施にあたる。
- (5) 理事は、協議会の運営が円滑に進むよう務める。
- (6) 監事は協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、役員総会に監査報告を行なう。

(役員任期)

第8条 前条の役員の任期は2年とし、一斉改選する。但し、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じ後任として選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 一斉改選後に新たに選任された役員の任期は、前項と同様に残任期間とする。

(事務局の運営)

第9条 事務局に事務局員を置くことができる。

(会議)

第10条 会議は役員総会、部会長会、および部会とする。

(会議の招集)

第11条 役員総会、部会長会は会長が、部会は部会長が招集する。

(役員総会)

第12条 役員総会は第6条に記載の役員で構成する。

- 2 役員総会は役員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席した役員の過半数を以て決し、可否同数の場合は会長が決する。
- 3 役員が役員総会に出席できない場合は、当該役員が指名する代理者を出席させることができる。
- 4 役員総会は事業計画、事業報告に関する事項、予算、決算に関する事項、役員の選任に関する事項、規約改正に関する事項、その他重要事項を審議し、議決する。
- 5 会長が役員総会の議長を務める。
- 6 会長が必要と認めたときは、役員総会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会長会)

第13条 部会長会は会長、副会長、事務局長、部会長で構成する。

- 2 部会長会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席した役員の過半数を以て決し、可否同数の場合は会長が決する。
- 3 構成員が部会長会に出席できない場合は、当該構成員が指名する代理者を出席させることができる。

- 4 部会長会は役員総会に付議する事項、組織体制に関する事項、規約の改定に関する事項、役員候補の選出、参与の選任、その他事業運営上必要となる事項を審議し、議決する。
- 5 会長が部会長会の議長を務める。
- 6 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第 14 条 協議会に次の部会を置く。部会は部会長と住民有志で構成し役員総会の承認を得て事業活動にあたる。

- (1) 音楽活動部会
- (2) 生涯学習部会
- (3) デジタル部会
- (4) 健康団地CR部会

2 部会は役員総会の承認を得て、必要に応じて設置及び廃止出来るものとする。

(協力団体)

第 15 条 協議会と県住宅供給公社は、必要に応じ相互に協力、連携し事業活動を行なう。

(経費)

第 16 条 協議会の経費は町の補助金(地域生涯学習振興事業)、一色地区会、緑が丘自治会、百合が丘自治会の助成金及びその他の収入をもって充てる。

(諸手当)

第 17 条 協議会は協議会活動の運営、連絡調整、広報、その他の実務等に関わる手当を支給することができる。

2 手当の対象とする実務、手当の金額および支払い方法等については、役員総会に諮る。

(会計年度)

第 18 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第 19 条 協議会は、会の収支を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会計帳簿及び会計伝票、その他の会計に関する帳簿の保存期間は 5 年間とする。

(解散)

第 20 条 協議会の解散については、役員総会において役員 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

(委任)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員総会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年4月24日から施行する。

この規約は、令和5年4月23日から施行する。

この規約は、令和6年4月21日から施行する。

(経過措置)

協議会設立当初の会計年度は第18条の規定に拘わらず、施行の日から令和5年3月31日までとする。